相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市大嶺町東分三三七八番地、最後の住所埼玉県鴻巣市逆川一丁目二番二―一〇六号（センチュリー鴻巣第一）
被相続人　亡　山本　由夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一〇―一六　シーノ大宮ノースウィング一四階B
アーク法律事務所
相続財産管理人　上田　和恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県北多摩郡砂川村一七五番地、最後の住所不明　被相続人　亡　原島　峯吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日
事務所東京都八王子市明神町二丁目二七番六号文秀ビル五階弁護士法人八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区豊町一丁目一二五七番地、最後の住所東京都大田区中馬込三丁目二七番七―三〇七号　被相続人　亡　大谷　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日
事務所東京都千代田区丸の内二―四―一丸の内ビルディング一一階一一一区丸ビル綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関谷　文隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市船形四五三番地二、最後の住所東京都江戸川区春江町二丁目一七番五号寺島ビル一〇二　被相続人　亡　小汐　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日
事務所東京都文京区小石川二丁目二番一三―一一〇二号柴田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前一丁目八番地、最後の住所東京都武蔵村山市伊奈平四丁目一〇番地の二サンシャインホーム
被相続人　亡　長井　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日
事務所東京都港区南青山一―一―一新青山ビル西館一七階グリーンヒル法律特許事務所　相続財産管理人　弁護士　牧山　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市温泉津町荻村三二二番地、最後の住所東京都狛江市和泉本町四丁目七番四〇―四〇三号　被相続人　亡　島田　賴枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区須賀町三番地、最後の住所東京都練馬区関町東二丁目一〇番八号
被相続人　亡　大平　一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日
事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村大字村松二一一六番地二一、最後の住所茨城県那珂郡東海村大字照沼八二五番地　被相続人　亡　冨岡　伸年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日
東京都小平市小川東町四丁目三番六―七〇一号、事務所東京都東村山市萩山町二丁目一番地四五サンパレス二〇二号
相続財産管理人　司法書士　武藤　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南池袋三丁目三番、最後の住所東京都豊島区南池袋三丁目三番一五号
被相続人　亡　髙安　くに

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日
東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号興和日本橋ビル二階倉持法律事務所
相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸大宮市山方三二五番地、最後の住所東京都八王子市万町七八番地二三グランシティ八王子公園通り二〇八号
被相続人　亡　関　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日
日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階
相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

第61期決算公告　平成30年1月4日
東京都大田区田園調布本町57番4号
株式会社渡辺精工社
代表取締役　渡辺　嘉久
貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,558,242
	固定資産	1,466,745
	資産合計	3,024,988
負債及び純資産の部	流動負債	1,350,903
	固定負債	1,515,618
	株主資本	158,467
	資本金	35,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	98,467
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	95,967
	（うち当期純利益）	(18,936)
	負債・純資産合計	3,024,988

第35期決算公告
平成30年1月4日
埼玉県富士見市西みずほ台三丁目3番10号
株式会社ワタナベストアー
代表取締役　菅沼　利行
貸借対照表の要旨（平成29年8月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	382
	固定資産	607
	合計	989
負債及び純資産の部	流動負債	510
	固定負債	935
	株主資本	△456
	資本金	25
	利益剰余金	△481
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	△487
	（うち当期純利益）	(51)
	合計	989

第21期決算公告
平成30年1月4日
栃木県小山市八幡町一丁目6番6号
テレビ小山放送株式会社
代表取締役　増子　健一
貸借対照表の要旨
（平成29年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	373,623
	固定資産	522,345
	合計	895,969
負債及び純資産の部	流動負債	467,208
	固定負債	47,257
	株主資本	381,503
	資本金	300,000
	利益剰余金	81,503
	その他利益剰余金	81,503
	（うち当期純利益）	(45,667)
	合計	895,969